

第7回 重要課題検証サブ・グループ 議事要旨

【開催日時】

平成27年6月12日（金）15：00～17：00

【場所】

中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

【出席者】

	有村 治子	行政改革担当大臣
	越智 隆雄	内閣府大臣政務官
構 成 員	河村 小百合	（株）日本総合研究所調査部上席主任研究員
	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科・政策大学院教授
	田中 弥生	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	水上 貴央	弁護士（早稲田リーガルコモンズ法律事務所）
	横田 響子	株式会社コラボ代表取締役
発 表 者	農林水産省	

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) ヒアリングを踏まえた対応について【農林水産省】
 - (2) 重要課題検証の対象事業の選定及び先進的改革事例等の収集・分析について
 - (3) 医薬品にかかる国民負担の軽減（後発医薬品の使用促進等）について
・ 中間取りまとめに向けた論点整理について
- 3 閉会

【配布資料】

- 資料 1 農林水産省 提出資料
- 資料 2 ヒアリングを踏まえた当面の対応
(平成 27 年 5 月 8 日歳出改革ワーキンググループ座長)
- 資料 3 先進的改革事例等の収集・分析について (案)
- 資料 4 重要課題検証：医薬品にかかる国民負担の軽減（後発医薬品の利用促進）
中間取りまとめ（骨子案）

【議事の経過】

○ 冒頭、有村行政改革担当大臣及び田中座長代理より、以下のとおり発言があった。

(有村行政改革担当大臣)

- ・日本がおかれた現状に鑑みると、後発医薬品の使用割合を上げていくということは、まさに今日的課題であり、その解決への一歩を踏み出していると思う。
- ・財政的負担の削減にいかにか寄与できるかということに加えて、医薬品のビジネスをいかにして発展させるかということも大事な課題であり、このような複合的な課題を見ることが、行革としての貢献であると思う。

(田中座長代理)

- ・本日は、第2回会合におけるヒアリングを踏まえ、農林水産省から、「農地中間管理機構による農地集積状況及びその検証結果について」報告いただく。
- ・次に、今後の重要課題検証の対象事業の選定について、意見交換を行う。あわせて、先進的改革事例等の収集・分析についても議論いただく。
- ・続いて、「医薬品にかかる国民負担の軽減」について、中間とりまとめに向けた骨子案について、意見交換を行う。

○ 続いて、農林水産省からのヒアリングを行った。ヒアリングはヒアリング対象者が資料に沿って説明し、その後、質疑応答・意見交換を行った。

【農林水産省からのヒアリング】

<農林水産省からの説明>

- ・担い手の農地集積面積は、平成12年度、17年度と徐々に上昇していたが、平成22年度以降は集積がそれほど進まない状況になっていた。今回、農地中間管理機構ができるなど農地集積の施策が変わったこともあり、平成26年度の担い手の農地集積面積は227万ヘクタール、集積率は50.3%まで上昇した。
- ・平成26年度の農地中間管理機構による農地集積の実績として、借入面積は2万9千ヘクタール、転貸面積は2万4千ヘクタール、買入面積は7千ヘクタール、売渡面積は7千ヘクタールであり、売買も含めた全体の実績は、借入及び買入面積で3万6千ヘクタール、転貸及び売渡面積で3万1千ヘクタールだった。
- ・農地中間管理機構の活動状況をどう評価しているかということについて、市町村と担い手農家に対して、アンケート調査を実施した。他方、農地中間管理機構理事長及び都道府県担当部長が自己評価を行ったところ、市町村及び担い手農家の評価結果に比べて、「よくやっている」という回答が多かった。
- ・初年度の問題点として、①農地中間管理機構が、旧農地保有合理化法人の時代から大きく変わっておらず、地域農業のデベロッパーとしての自覚が十分でなく、またそれにふ

さわしい役職員等の体制になっていないところが多い、②地域において、まとまった農地を機構に貸し出す方向での話合いが進んでいないところが多い、③農地の所有者が農地の貸付けに踏み切れない、ということが挙げられる。

- ・これに対する方策として、①に対しては、農地中間管理機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求める。毎年度、各都道府県の機構の実績を公表し、実績を上げた県について各般の施策について配慮する仕組みを検討していきたい。②に対しては、人・農地プランの本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話合いを着実に進めるよう、要請する。③に対しては、PR活動を行う一方で、固定資産税など農地に係る負担について耕作放棄地の負担を大きくする仕組みを検討する。

(各委員等の主な発言) (→は農林水産省の発言)

- ・担い手の利用面積が、48%まで急速に伸びた後停滞した理由は何か。
→平成22年から全販売農家への所得補償を開始したことが一つの要因ではないか。
- ・10年間で担い手のシェアを5割から8割に引き上げること为目标にしているが、目標達成に向けた具体的な計画があれば、教えてほしい。また、目標達成に向けた手段として、意識改革、体制整備、インセンティブ措置という3つが提示されたが、それぞれの手段をいつぐらいに投入する予定なのか、教えてほしい。
→10年間で担い手のシェアを5割から8割に引き上げるためには、あと140万ヘクタールを担い手に集積する必要があり、1年間では47都道府県で14万ヘクタール集積する必要がある。
→意識改革と体制整備については、既に都道府県を対象にしたヒアリングを開始しており、都道府県から機構及び県下の市町村に対する指導もお願いしているところである。一方、インセンティブ措置については、予算措置が必要なものは28年度から、固定資産税の見直し等については税制改正要望を出した上で28年度から実施したいと思っている。ただ、固定資産税の加重については、ここ2年間、機構に預けた場合の軽減措置もあわせて要望しているが、結論が出ない状況になっている。
- ・農地転用利益の地域農業への還元とは何か。
→農地を有効活用するより転用した方が利益が大きいため、なかなか人に貸すインセンティブになっていないのではないかという意見を踏まえ、28年度中を目途に中間取りまとめを行う予定である。
- ・「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」を開催しているということだが、そこでは転用しやすくするための議論をしているのか、それとも、転用しにくくするための議論をしているのか。この検討会での議論の有無にかかわらず、10年間で140万ヘクタールの集約は可能であると考えているのか。
→両方の観点から検討しているが、委員からもいろいろな意見が出てきており、方針は

まだ出ていない。農林水産省としては、農地を確保してその集約を図っていくことを目指しており、転用の問題とは切り離して考えたい。

- ・一般論として、農地集積を進めるに当たり、農地中間管理機構の役割はどの程度のものなのか。中心的な役割を担っているのか、それとも側面支援的な役割に過ぎないのか。
→昨年度から始まった制度だということもあり、現時点では、従来型の、相対で貸し借りを約束する方法や農協を仲介する方法が大きい割合を占めていると思う。ただ、個々の農家から農地を借り入れて、それをある程度まとめて担い手に渡すという機構の機能は、従来型の方法を補完するという意味で非常に大きな効果があると思っており、今後は機構が中心になっていくものと考えている。
- ・農地集積が頭打ちになっている原因は何か。
→高齢化が進んでいることが一つの要因である。今頑張っている農家がリタイアした後、その農地が耕作放棄地にならないよう、機構を活用してうまく担い手につなげていくことは有意義である。
- ・農地中間管理機構及び都道府県と、市町村及び担い手農家との間の認識にかなりずれがあるように思うが、それをどのように理解しているか。
→農林水産省としても、認識にずれがあると考えている。今後は、具体的にどこが足りなかったのかといったことを一緒に考えて、現場で実践していただきたいと思っている。
- ・国、都道府県、市町村、農協等それぞれに役割があると思うが、その中で農地中間管理機構はどのような役割を担っているのか。
→従来から国、都道府県、市町村、農協、農業委員会等が、農地の集積化ないし流動化に一定の役割を果たしてきたが、機構にはそれらに横串を刺す役割を期待している。機構には、デベロッパーとして、地域ごとにどのような農業をやっていくのか、どのような担い手に農地を任せていくかという将来ビジョンを、提案してほしいと考えている。
- ・農地集積の目標達成率が高い県がいくつかあるが、その理由は何か。
→例えば北海道は、もともと担い手農家が多く、また大規模農家が多い。仮に、大規模農家が離農した場合は、大きな面積がそのまま次の担い手に移る。青森なども、比較的大規模農家が多いので、そのような傾向があると思う。
- ・モデル地区の選定方法について教えてほしい。
→初年度は、地域ごとの実情に応じてやっていただくという趣旨で、各都道府県の判断に任せていた。ただ、1年間である程度実情がわかってきたので、それらを踏まえて

一定の集積が進みそうなパターンを分析し、それをベースに農林水産省としても働きかけを行っていきたい。

- ・戸別所得補償制度は今後どうなるのか。

→平成26年度から廃止する方針が出ている。ただし、現在は経過措置として、コメの直接支払いについては平成29年度まで、従来の半額の10アール7,500円を支給することになっている。

- 続いて、資料2に沿って、重要課題検証の対象事業の選定について、事務局より説明を行った。さらに、資料3に沿って、先進的改革事例等の収集・分析について、田中座長代理より説明を行った。その後、質疑応答・意見交換を行った。

(各委員等の主な発言) (→は田中座長代理の発言)

- ・地方創生の議論は重要であるが、工夫しないと総花的な議論になってしまう。切り口を定めて議論する必要がある。
- ・先進的改革事例の収集・分析のイメージが湧かない。どのように進めるのか。
→昨年度開催された「国・行政のあり方に関する懇談会」のアウトプットである「17条のメッセージ」を切り口にして、先進的事例を集め、それを分析するための情報ネットワークを作っていく。

- 続いて、医薬品にかかる国民負担の軽減について、中間取りまとめに向けた論点整理を行った。まず、資料4に沿って、事務局より説明を行った。その後、意見交換を行った。

(各委員等の主な発言)

- ・「薬価のあり方について」とあるが、後発医薬品と長期収載品の項目はあるが、先発薬について記述がなくていいのか。先発薬の開発能力を高めるということを考えたときに、薬価を高めるという方法が一番いい方法なのか。
- ・「できるだけ早い時期にするべき」というと、厚生労働省としては、「私もそう思っています。だから2020年なのです。」と言う気がする。したがって、2020年より早くと書かないと、メッセージにならないのではないかと。
- ・国家公務員、地方公務員の後発医薬品の使用については、割合の把握を公表するだけではなく、やはり目標を設定するところまで書かなければならないのではないかと。
- ・自治体病院は所有者が自治体なので、民間病院と異なり、後発医薬品の使用目標について

て、数値目標の設定というのもあってしかるべき。

- ・ 医師の先生が後発医薬品は危険かもしれないと言っているのと、中小企業は危ないかもしれないと言っているのは、同じ文脈かもしれないが、中小企業イコールダメということを書いてしまうのはいかがなものかと思うので、御配慮いただきたい。

○ 最後に、越智内閣府大臣政務官より、以下のとおり発言があった。

(越智内閣府大臣政務官)

- ・ 最初の会議の際に、この重要課題検証は、政策・制度にまで遡った深みのある検証を行い、無駄を生み出す構造に踏み込んで議論をいただくことを期待する、というお話をさせていただいた。
- ・ まさに広範にわたって、供給サイドから需要サイドから財政の話まで、いろいろな形で御検討いただき、今日の間取りまとめに向けた議論ができた。本格的なスタートはこれから始まると理解しているので、これからも先生方には御協力をお願いしたい。

(以上)

(文責：行政改革推進本部事務局 速報のため事後修正の可能性あり)